

平成 29 年 5 月

第 22 回尼崎市議会定例会議案

目 次

< 報告 >

- 報告第 1 号 専決処分について（尼崎市消防団員等公務災害補償
条例の一部を改正する条例）

< 予算 >

- 議案第 6 2 号 平成 2 9 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

< 条例 >

- 議案第 6 3 号 尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

- 議案第 6 4 号 尼崎市保健福祉センター条例について

< その他 >

- 議案第 6 5 号 事業契約の変更について（市営武庫 3 住宅第 2 期（宮
ノ北住宅）建替事業）

- 議案第 6 6 号 指定管理者の指定について（尼崎市立尼崎稲葉荘団
地）

- 議案第 6 7 号 工事請負契約の変更について（魚つり公園釣り棧橋
改修工事）

報 告

報告第1号

専決処分について

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、平成29年3月31日次のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

平成29年5月10日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

尼崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年尼崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号ア中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第3項中「433円を、同項第2号から第5号」を「333円を、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき267円（消防団員等に同項第1号に該当する扶養親族がない場合は、そのうち1人については333円）を、同項第3号から第6号」に、「に掲げる者がいない場合にあつて」を「又は第2号に該当する扶養親族がない場合」に、「367円」を「300円」に改め、同条第5項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）で同日以後の期間に係るものについて適用し、同日前に支給す

べき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金等で同日前の期間に係るものについては、なお従前の例による。

（ 説 明 ）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）の施行に伴い、急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をした。よって同条第3項の規定により、本案を提出する。

予 算

議案第 6 2 号

平成 2 9 年度尼崎市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 2 9 年度尼崎市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 0 1 , 2 2 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 0 2 , 0 0 1 , 2 2 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第 2 条 市債の変更は、「第 2 表市債補正」による。

平成 2 9 年 5 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
40 国庫支出金		48,260,310	148,300	48,408,610
	10 国庫補助金	6,185,244	148,300	6,333,544
45 県支出金		12,399,703	2,120	12,401,823
	20 県委託金	497,259	2,120	499,379
70 諸収入		6,916,093	2,500	6,918,593
	30 雑入	5,128,677	2,500	5,131,177
75 市債		20,577,000	148,300	20,725,300
	05 市債	20,577,000	148,300	20,725,300
歳入合計		201,700,000	301,220	202,001,220

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 総務費		14,819,663	2,500	14,822,163
	05 総務管理費	12,296,038	2,500	12,298,538
40 土木費		20,363,278	296,600	20,659,878
	40 住宅費	4,937,277	296,600	5,233,877
50 教育費		17,082,058	2,120	17,084,178
	05 教育総務費	3,929,219	2,120	3,931,339
歳出合計		201,700,000	301,220	202,001,220

第2表 市債補正

(単位 千円)

変 更

起債の目的	補正前	補正後
住宅建設事業費	限度額 1,684,400	限度額 1,832,700

一 般 会 計

予 算 説 明 書

(補 正 1 号)

議62-6

1 歳入歳出予算事項別明細書

歳 入

40 国庫支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
40 款 国庫支出金	48,260,310	148,300	48,408,610			
10 項 国庫補助金	6,185,244	148,300	6,333,544			
40 目 土木費補助金	2,518,965	148,300	2,667,265	社会資本整備総合交付金	148,300	○ (都市整備局) 補助率 1/2 宮ノ北住宅の建替に伴うアスベスト含有建材の除去工事の実施に伴う補正 148,300

歳 入

45 県支出金

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
45 款 県支出金	12,399,703	2,120	12,401,823			
20 項 県委託金	497,259	2,120	499,379			
50 目 教育費委託金	7,260	2,120	9,380	地域人材を 活用した小 学校英語教 育支援充実 事業委託金	2,120	○ (教育委員会事務局) 地域人材を活用した小学校英語教育支援の 充実に伴う補正 2,120

議62-8

歳 入

70 諸 収 入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
70 款 諸 収 入	6,916,093	2,500	6,918,593			
30 項 雑 入	5,128,677	2,500	5,131,177			
20 目 雑 入	5,128,673	2,500	5,131,173	コミュニティ 助成事業 収入	2,500	○ (市民協働局) コミュニティ助成事業の実施に伴う補正 2,500

歳 入

75 市 債

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
75 款 市 債	20,577,000	148,300	20,725,300			
05 項 市 債	20,577,000	148,300	20,725,300			
40 目 土 木 債	3,264,500	148,300	3,412,800	住宅建設事 業債	148,300	○ (都市整備局) 宮ノ北住宅の建替に伴うアスベスト含有建 148,300 材の除去工事の実施に伴う補正

歳 出

40 土木費

(単位 千円)

款項目	補正前の額	補 正 額	計	財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
40 款 土 木 費	20,363,278	296,600	20,659,878	特定財源 296,600 一般財源 0			
40 項 住 宅 費	4,937,277	296,600	5,233,877	特定財源 296,600 一般財源 0			
15 目 住宅建設費	3,013,492	296,600	3,310,092	国庫支出金 148,300 市 債 148,300	17 公有財産購 入費	296,600	○ 市営住宅建替事業費（都市整備局） 宮ノ北住宅の建替に伴うアスベスト含有建材 の除去工事の実施に伴う補正

2 市債の平成27年度末における現在高並びに平成28年度末及び平成29年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分	平成27年度末現在高	平成28年度末 現在高見込額	平成29年度中増減見込み		平成29年度末 現在高見込額
			平成29年度中 起債見込額	平成29年度中 元金償還見込額	
普通債	149,360,296	148,898,742	13,497,200	15,844,715	146,551,227
土 木	50,277,338	49,253,223	2,671,300	6,461,260	45,463,263
教 育	48,361,299	50,462,044	5,183,500	4,333,098	51,312,446
市 営 住 宅	16,941,486	15,735,586	2,156,700	1,934,482	15,957,804
住 宅 資 金 貸 付	24,302	15,419	-	11,324	4,095
総 務	424,303	1,612,164	1,697,700	26,375	3,283,489
民 生	6,619,205	6,577,194	1,115,600	615,587	7,077,207
衛 生	19,142,667	18,201,631	499,800	1,542,230	17,159,201
労 働	1,000	600	-	400	200
商 工	150,945	124,119	14,400	38,737	99,782
消 防	2,299,063	2,219,985	158,200	458,500	1,919,685
企業会計等出資金	5,118,688	4,696,777	-	422,722	4,274,055
災 害 復 旧 債	15,033	14,581	-	1,669	12,912
土 木	13,200	13,200	-	1,212	11,988
その他公共施設等	1,833	1,381	-	457	924
そ の 他	99,294,125	101,023,465	9,689,000	8,013,532	102,698,933
減 税 補 て ん 債	3,344,866	2,776,582	-	575,235	2,201,347
臨 時 税 収 補 て ん 債	440,772	222,579	-	222,579	-
臨 時 財 政 対 策 債	79,287,252	83,340,624	9,689,000	5,673,824	87,355,800
退 職 手 当 債	12,260,150	11,109,125	-	1,155,364	9,953,761
減 収 補 て ん 債	3,961,085	3,574,555	-	386,530	3,188,025
合 計	248,669,454	249,936,788	23,186,200	23,859,916	249,263,072

条 例

議案第 6 3 号

尼崎市市税条例の一部を改正する条例について

尼崎市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 5 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市市税条例の一部を改正する条例

尼崎市市税条例（昭和 2 5 年尼崎市条例第 6 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 1 項第 2 号中「第 2 9 2 条第 1 項第 9 号」を「第 2 9 2 条第 1 項第 1 0 号」に改め、同条第 2 項中「及び扶養親族」を「（法第 2 9 2 条第 1 項第 8 号に規定する控除対象配偶者をいう。以下同じ。）及び扶養親族（同項第 9 号に規定する扶養親族をいう。以下同じ。））」に改める。

第 1 9 条第 6 項中「規定による」を削り、同項ただし書中「よって」を「より」に改め、同条第 8 項中「よって」を「より」に改め、「規定による」を削り、同条第 9 項及び第 1 1 項中「規定による」を削り、同条第 1 3 項中「第 2 6 条第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（次に掲げる申告書で）」に、「及びその時まで提出された第 2 7 条第 1 項の確定申告書を含む」を「をいう。以下この項及び第 2 5 条第 4 項において同じ」に、「これらの申告書」を「当該特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 2 6 条第 1 項の申告書

(2) 第 2 7 条第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第19条第15項中「第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（第13項各号に掲げる申告書で）」に、「及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書を含む」を「をいう。以下この項及び第25条第4項において同じ」に、「これらの申告書」を「当該特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第13項各号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

第25条第4項中「第19条第13項の申告書」を「特定配当等申告書」に、「同条第15項の申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第33条の7の2第1項中「なる法人税額」の次に「（法第292条第1項第4号に規定する法人税額をいう。以下この款において同じ。）」を加え、「法第292条第1項第4号の2」を「同項第4号の2」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に改め、同条第4項中「法人税額の課税標準の算定期間又は連結法人税額」を「次条第1項に規定する法人税額の課税標準の算定期間又は同条第4項に規定する連結法人税額」に改め、同条第5項中「よって」を「より」に改める。

第33条の8第1項、第3項及び第4項中「規定によって」を「規定により」に改め、同条第5項中「よって」を「より」に改め、「開始した事業年度」の次に「（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）」を加え、同条第7項から第9項まで、第11項、第13項及び第18項中「規定によって」を「規定により」に改める。

第36条第2項中「昭和37年法律第69号」の次に「。以下「区分所有法」という。」を加え、「の専有部分」を「に規定する専有部分（以下「専有部分」という。）」に、「同法」を「区分所有法」に改め、「共用部分」の次に「（区分所有法第2条第4項に規定する共用部分を

いう。以下同じ。) 」を加え、「当該家屋」を「当該区分所有に係る家屋」に、「の区分所有者」を「に規定する区分所有者(以下「区分所有者」という。) 」に、「) として登記」を「) として登記され、」に、「所有者として登記又は」を「所有者として登記され、若しくは」に、「若しくは所有者として登記又は」を「所有者として登記され、若しくは」に、「、又は」を「又は」に改め、同条第5項から第7項までの規定中「規定によって」を「規定により」に改め、同条第9項中「付帯設備(」を「付帯設備(」に、「付帯設備に」を「付帯設備に」に、「特定付帯設備」を「特定付帯設備」に改める。

第37条第1項を次のように改める。

区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、当該区分所有に係る家屋の専有部分に係る区分所有者は、法第10条の2第1項の規定にかかわらず、当該区分所有に係る家屋に係る固定資産税額を区分所有法第14条第1項から第3項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合(専有部分の天井の高さ、付帯設備の程度その他省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)により^{あん}按分した額を、当該各区分所有者の当該区分所有に係る家屋に係る固定資産税として納付しなければならない。

第37条第2項中「前項の場合又は区分所有者全員の共有に属する共用部分がない場合においては、建物の区分所有等に関する法律」を「区分所有法」に、「建物の区分所有等に関する法律第11条第1項ただし書の共用部分」を「一部共用部分」に、「同項ただし書の」を「区分所有法第11条第1項ただし書に規定する」に、「、前項」を「、前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 区分所有に係る家屋のうち、建築基準法(昭和25年法律第201号)第20条第1項第1号に掲げる建築物であって、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が2個以上のもの(以下この項において「居住用超高層建築物」という。)

に対して課する固定資産税については、当該居住用超高層建築物の専有部分に係る区分所有者は、法第10条の2第1項及び前項の規定にかかわらず、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税額を、次に掲げる専有部分の区分に応じ、当該号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、付帯設備の程度その他省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）により按分した額を、当該各区分所有者の当該居住用超高層建築物に係る固定資産税として納付しなければならない。

(1) 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る区分所有者が区分所有法第3条に規定する一部共用部分（以下「一部共用部分」という。）（付属の建物であるものを除く。以下この号において同じ。）で床面積を有するものを所有する場合には、当該一部共用部分の床面積を区分所有法第14条第2項及び第3項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

(2) 前号に掲げる専有部分以外の専有部分 当該専有部分の床面積
第38条の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項」に、「申出」を「申出等」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項又は第15条の3の2第4項若しくは第5項」に改め、同項第1号中「代表者の住所」の前に「当該」を加え、同項第2号中「家屋の」の前に「当該区分所有に係る」を加え、同項第3号中「区分所有者の」の前に「当該」を、「並びに」の次に「当該」を加え、「建物の区分所有等に関する法律」を「区分所有法」に改める。

第39条第1項中「この条及び次条において」を「固定資産税について」に、「あん分した」を「按分した」に改め、同項第2号中「建物の区分所有等に関する法律」を「区分所有法」に改め、同条第2項中「定

める」を「規定する」に、「あん分する」を「按分する」に、「あん分した」を「按分した」に改める。

第39条の2の見出し中「^{あん}按分」を「按分」に改め、同条第1項中「^{あん}按分の」を「按分の」に、「、当該」を「、同項の」に改め、同項第1号中「代表者の住所」の前に「当該」を加え、同項第2号及び第3号中「共用土地」の前に「当該」を加え、同項第4号中「共用土地納税義務者の住所」の前に「当該」を、「名称、」の次に「当該」を加え、「建物の区分所有等に関する法律」を「区分所有法」に改め、「並びに」の次に「当該」を加え、同項第5号中「^{あん}按分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「よる特定被災共用土地」を「よる同条第6項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）」に、「^{あん}按分の」を「按分の」に、「特定被災共用土地納税義務者（同項）」を「同条第6項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下「特定被災共用土地納税義務者」という。）」（同条第7項）に、「特定仮換地等納税義務者」を「同条第7項の規定により読み替えて適用される同条第6項に規定する特定仮換地等納税義務者」に、「当該年度」を「法第349条の3の3第1項に規定する被災年度（以下「被災年度」という。）の翌年度及び翌々年度（同項に規定する避難の指示等（以下この項において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、同条第1項に規定する避難等解除日（以下この項において「避難等解除日」という。）の属する年が同条第1項に規定する被災年（以下この項において「被災年」という。）の翌年以後の年であるときは当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日から起算して3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度、同条第1項に規定する被災市街地復興推進地域が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。）には当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度。第51条の4第1項及び第3項において同じ。）」に改め、同項第1号中「代表者の住所」の前に「当該」を加え、同項第2号中「特定被災共用

土地（ ）の前に「当該」を、「特定仮換地等」の次に「（法第349条の3の3第3項に規定する特定仮換地等をいう。第51条の4第1項第2号及び第6号において同じ。）」を加え、同項第3号中「特定被災共用土地」の前に「当該」を加え、「の被災年度」を「（法第352条の2第3項に規定する被災区分所有家屋をいう。次号において同じ。）の当該被災年度」に改め、同項第4号中「特定被災共用土地」の前に「当該」を加え、「第51条の4第1項」を「第51条の4第1項第5号」に改め、同項第5号中「特定被災共用土地納税義務者の住所」の前に「当該」を、「並びに」の次に「当該」を加え、同項第6号中「^{あん}按分する」を「按分する」に改める。

第40条の3中「、第349条の3の2又は第349条の4」を「から第349条の5までのいずれか」に、「それぞれ当該各条に定める額とする」を「これらの規定に定めるところによる」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項の条例で定める割合等）

第40条の3の2 次の各号に掲げる規定の条例で定める割合は、当該各号に定める割合とする。

- (1) 法第349条の3第28項 2分の1
- (2) 法第349条の3第29項 2分の1
- (3) 法第349条の3第30項 2分の1

第45条の2第2項中「の固定資産」を「に規定する固定資産」に、「の納税通知書」を「に規定する納税通知書」に改め、「おいては」の次に「、当該通知が行われる日までの間に到来する納期において徴収すべき固定資産税に限り」を加え、「の仮算定税額」を「に規定する仮算定税額」に改め、同項ただし書中「当該」を「その」に改め、「総額は、」の次に「当該」を加え、同条第3項中「よって」を「より」に、「本項」を「この項」に改め、「充当する」の次に「ものとする」を加える。

第50条中「（昭和25年法律第201号）」を削る。

第50条の2を削る。

第51条の4第1項中「準用する」の前に「読み替えて」を加え、「当該年度」を「被災年度の翌年度及び翌々年度」に改め、同項第2号中「被災住宅用地（法第349条の3の3第3項）」を「法第349条の3の3第1項に規定する被災住宅用地（以下「被災住宅用地」という。）」（同条第3項）に改め、同項第6号中「年度」を「被災年度の翌年度及び翌々年度」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 法第349条の3の3第1項の規定の適用を受ける土地に係る被災年度の翌年度及び翌々年度の各年度分の固定資産税については、前条の規定は、適用しない。

附則第8項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、附則第10項第8号中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同項第9号中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同項第10号中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同項第11号中「附則第15条第33項第1号」を「附則第15条第32項第1号」に改め、同項第12号中「附則第15条第33項第2号」を「附則第15条第32項第2号」に改め、同項第13号を削り、同項第14号中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号を削り、同項第16号中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同号を同項第14号とし、同号の次に次の2号を加える。

(15) 法附則第15条第44項 2分の1

(16) 法附則第15条第45項 3分の2

附則第10項第17号中「において読み替えて準用する法附則第15条の6第2項」を削り、附則第35項中「附則第38項」を「附則第41項」に改め、附則第37項中「次項」の次に「、附則第40項及び第41項」を加え、附則第58項を附則第67項とし、附則第57項中「附則第55項」を「附則第61項」に改め、「規定により」の次に「同項の」を加え、「よって」を「より」に改め、「ときは、」の次に「当該」を加え、同項を附則第63項とし、同項の次に次の見出し及び

3項を加える。

(特定熱損失防止改修住宅又は特定熱損失防止改修住宅専有部分に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

64 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該特定熱損失防止改修住宅又は当該特定熱損失防止改修住宅専有部分に係る改修工事が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第12項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該改修工事が完了した年月日
- (5) 当該改修工事に要した費用の金額
- (6) 当該改修工事について令附則第12条第38項に規定する補助金等の交付を受ける場合にあっては、その金額

65 前項の規定にかかわらず、法附則第15条の9の2第4項又は第5項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出することができなかつた理由を当該申告書に記載しなければならない。

66 附則第64項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。

附則第56項中「提出できなかつた」を「提出することができなかつた」に改め、同項を附則第62項とし、附則第55項中「附則第7条第

9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第4号及び第5号中「改修工事」の前に「当該」を加え、同項第6号中「改修工事」の前に「当該」を加え、「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同項を附則第61項とし、附則第54項中「附則第52項」を「附則第58項」に改め、「規定により」の次に「同項の」を加え、「よって」を「より」に改め、「ときは、」の次に「当該」を加え、同項を附則第60項とし、附則第53項中「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同項を附則第59項とし、附則第52項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項各号」を「附則第12条第30項各号」に改め、同項第5号及び第6号中「改修工事」の前に「当該」を加え、同項第7号中「改修工事」の前に「当該」を加え、「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を附則第58項とし、附則第51項を附則第57項とし、附則第50項第2号中「家屋の」の前に「当該」を加え、同項第3号中「家屋」の前に「当該」を加え、同項第4号中「耐震改修」の前に「当該」を加え、同項第5号中「耐震改修」の前に「当該」を加え、「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を附則第56項とし、附則第49項中「提出できなかった」を「提出することができなかった」に改め、同項を附則第52項とし、同項の次に次の見出し及び3項を加える。

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

53 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次の各号に掲げる事項を記載した申告書に省令附則第7条第11項各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名及び個人番号（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び法人番号並びにその代表者の氏名）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該耐震改修が完了した年月日
- (5) 当該耐震改修に要した費用の金額

5 4 前項の規定にかかわらず、法附則第 15 条の 9 の 2 第 1 項の規定の適用を受けようとする者は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書を提出しようとする場合は、同項各号に掲げる事項のほか、当該期間内に申告書を提出することができなかつた理由を当該申告書に記載しなければならない。

5 5 附則第 5 3 項の規定にかかわらず、同項の規定により同項の申告書に添えるものとされている書類については、市長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該申告書への添付を省略させることができる。

附則第 4 8 項中「及び附則第 5 0 項」を「並びに附則第 5 3 項及び第 5 6 項」に、「。附則第 5 0 項」を「。附則第 5 6 項」に改め、同項第 2 号中「家屋の」の前に「当該」を加え、同項第 3 号中「家屋」の前に「当該」を加え、同項第 4 号及び第 5 号中「耐震改修」の前に「当該」を加え、同項を附則第 5 1 項とし、附則第 4 7 項中「提出できなかった」を「提出することができなかつた」に改め、同項を附則第 5 0 項とし、附則第 4 6 項中「附則第 7 条第 2 項」を「附則第 7 条第 3 項」に改め、同項を附則第 4 9 項とし、附則第 4 5 項中「附則第 4 3 項」を「附則第 4 6 項」に改め、「規定による」を削り、「の確定申告書」を「に規定する確定申告書」に改め、同項を附則第 4 8 項とし、附則第 3 9 項から附則第 4 4 項までを 3 項ずつ繰り下げ、附則第 3 8 項の次に次の 3 項を加える。

3 9 3 輪以上の軽自動車で法附則第 3 0 条第 6 項各号に掲げるものに対する第 6 2 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 1 年度分の軽自動車税に限り、附則第 3

6項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

40 3輪以上の軽自動車であつて法附則第30条第7項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第37項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

41 3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）であつて法附則第30条第8項各号に掲げるものに対する第62条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、附則第38項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第18条の改正規定 平成31年1月1日

(2) 附則第10項第16号を同項第14号とし、同号の次に2号を加える改正規定（同項第16号に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第 号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の尼崎市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第13項及び第15項の規定は、平成29年度以後

の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 次項に規定するものを除き、改正後の条例第33条の8第5項の規定は、平成29年4月1日（以下「基準日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び基準日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、基準日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び基準日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

4 法人又は法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第12号の6の7に規定する連結親法人若しくは同条第12号の7に規定する連結子法人が、基準日前1年以内に終了した事業年度又は連結事業年度の所得又は同条第18号の4に規定する連結所得に対する法人税につき、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第22条の規定により読み替えて適用される所得税法等改正法第2条の規定による改正後の法人税法（以下「改正後の法人税法」という。）第80条第5項において読み替えて準用する同条第1項又は所得税法等改正法附則第29条の規定により読み替えて適用される改正後の法人税法第144条の13第11項において読み替えて準用する同条第1項の規定により法人税の還付を受けた場合には、改正後の法人税法第80条又は第144条の13の規定により法人税の還付を受けたものとみなして、改正後の条例第33条の8第5項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業年度（同法第80条第5項又は第144条の13第11項に規定する中間期間を含む。）」とあるのは「事業年度」と、「同法第80条又は第144条の13」とあるのは「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）附則第22条の規定により読み替えて適用される所得税法等改正法第2条の規定による改正後の法人税法（以下この項において「改正後の法人税法」という。）第80条第5項において読み替えて準用する同条第1項又は所得税法等改正法附則第29条の

規定により読み替えて適用される改正後の法人税法第144条の13第11項において読み替えて準用する同条第1項」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 改正後の条例第37条第2項及び第3項並びに第38条第1項の規定は、平成29年1月2日以後に新築された改正後の条例第37条第2項に規定する居住用超高層建築物（基準日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（改正後の条例第36条第2項に規定する専有部分をいう。以下同じ。）を有するものを除く。）に対して課する平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同月2日前に新築された同項に規定する区分所有に係る家屋（以下「区分所有に係る家屋」という。）及び同日以後に新築された区分所有に係る家屋（基準日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 改正後の条例第39条の2第2項、第40条の3（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。以下「平成29年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「改正後の法」という。）第349条の3の3に係る部分に限る。）並びに第51条の4第1項及び第3項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに発生した震災等（地方税法第349条の3の3第1項に規定する震災等をいう。以下同じ。）により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 改正後の条例第40条の3（改正後の法第349条の3の4に係る部分に限る。）の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等に係る同条に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 この条例による改正前の尼崎市市税条例附則第10項第15号の規定は、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された平成29年改正法第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

(尼崎市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

9 尼崎市市税条例等の一部を改正する条例(平成28年尼崎市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条中尼崎市市税条例附則の改正規定を次のように改める。

附則第25項中「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項、附則第35条の2の2第5項」に改め、附則第67項を附則第68項とし、附則第66項中「附則第64項」を「附則第65項」に改め、同項を附則第67項とし、附則第65項を附則第66項とし、附則第64項を附則第65項とし、附則第63項中「附則第61項」を「附則第62項」に改め、同項を附則第64項とし、附則第62項を附則第63項とし、附則第61項を附則第62項とし、附則第60項中「附則第58項」を「附則第59項」に改め、同項を附則第61項とし、附則第56項から附則第59項までを1項ずつ繰り下げ、附則第55項中「附則第53項」を「附則第54項」に改め、同項を附則第56項とし、附則第52項から附則第54項までを1項ずつ繰り下げ、附則第51項中「附則第53項及び第56項」を「附則第54項及び第57項」に、「附則第56項」を「附則第57項」に改め、同項を附則第52項とし、附則第50項を附則第51項とし、附則第49項を附則第50項とし、附則第48項の次に次の1項を加える。

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

49 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が、前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費(租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。)を支払った場合において法附則第4条の4第3

項に規定する取組を行ったときにおける第 21 条の規定による控除については、当該所得割の納税義務者の選択により、同条中「同項」とあるのは「同項（第 2 号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 4 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項（同号に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

付則第 4 項中「附則第 4 6 項」を「附則第 4 9 項」に改める。

（ 説 明 ）

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号）の施行等に伴い、条例改正が必要であることから、本案を提出する。

議案第 6 4 号

尼崎市保健福祉センター条例について

尼崎市保健福祉センター条例を次のように制定する。

平成 2 9 年 5 月 1 0 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

尼崎市保健福祉センター条例

(設置)

第 1 条 社会福祉法 (昭和 2 6 年法律第 4 5 号) 第 1 4 条第 1 項に規定する福祉に関する事務所及び地域保健法 (昭和 2 2 年法律第 1 0 1 号) 第 1 8 条第 1 項に規定する市町村保健センターとして、尼崎市保健福祉センター (以下「センター」という。) を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 センターの名称及び位置は、別表の左欄及び中欄に掲げるとおりとする。

(所掌事項)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- (1) 社会福祉法第 1 4 条第 6 項に規定する事務に関すること。
- (2) 社会福祉に関する事務及び事業のうち前号の事務以外のもの (市長が別に定めるものに限る。) に関すること。
- (3) 地域保健法第 1 8 条第 2 項に規定する事業に関すること。

(所管区域)

第 4 条 センターの所管区域は、次項に規定するものを除き、本市の全域とする。

- 2 前条第 1 号に掲げる事項並びに同条第 2 号及び第 3 号に掲げる事項 (市長が別に定めるものに限る。) に係るセンターの所管区域は、別表の左欄に掲げるセンターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる区域とする。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 3 0 年 1 月 1 日から施行する。

(尼崎市福祉事務所の設置等に関する条例の廃止)

2 尼崎市福祉事務所の設置等に関する条例 (平成 1 2 年尼崎市条例第 8 号) は、廃止する。

(尼崎市保健所及び保健センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 尼崎市保健所及び保健センターの設置及び管理に関する条例 (昭和 3 9 年尼崎市条例第 2 5 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

尼崎市保健所の設置及び管理に関する条例

第 1 条中「及び第 1 8 条第 1 項」を削り、「本市に保健所及び保健センター」を「市に保健所」に改める。

第 2 条の見出し中「保健所の」を削り、同条中「次」を「次表」に改める。

第 3 条を削る。

第 4 条中「定めがあるものの」を「定めるものを除く」に改め、「及び保健センター」を削り、同条を第 3 条とする。

別表

名 称	位 置	所 管 区 域
尼崎市北部保健 福祉センター	尼崎市南塚口町 2丁目1番1号	本市の区域のうち、西日本旅客 鉄道東海道本線の北側の敷地境 界線以北の区域
尼崎市南部保健 福祉センター	尼崎市竹谷町2 丁目183番地	本市の区域のうち、尼崎市北部 保健福祉センターの所管区域以 外の区域

(説 明)

保健及び福祉に係る総合的な相談支援の拠点として、保健福祉センターを設置するため、条例制定が必要であることから、本案を提出する。

その他

議案第 65 号

事業契約の変更について

市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 29 年 5 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 事業場所 尼崎市西昆陽 3 丁目 3 2 番 1 号ほか
事業概要 市営宮ノ北住宅の建替（関連する公共施設の整備を含む）並びに入居者移転支援業務 |
| 3 変更後の契約金額 | 8,659,203,600 円 |
| 4 変更後の契約期間 | 平成 28 年 10 月 11 日から平成 33 年 8 月 31 日まで |
| 5 契約の相手方 | 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会社トータルサプライ、株式会社市浦ハウジング & プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、株式会社アクロスコーポレイションを構成企業とするグループ
代表企業 尼崎市玄番南之町 4 番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎 |

（説 明）

平成 28 年 10 月 5 日に議決された市営武庫 3 住宅第 2 期（宮ノ北住宅）建替事業の変更に伴う事業契約の変更契約を締結するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

事業概要

内	容
市営宮ノ北住宅の建替(関連する公共施設の整備を含む) 並びに入居者移転支援業務	
今回変更内容	
宮ノ北住宅1、5、7、9号棟の外壁仕上げ材等のア スベスト含有建材の除去工事の増工	

変更前契約

- 1 契約の目的 市営武庫3住宅第2期(宮ノ北住宅)建替事業の
実施のため
- 2 契約の内容 事業場所 尼崎市西昆陽3丁目3番1号ほか
事業概要 市営宮ノ北住宅の建替(関連する公共
施設の整備を含む)並びに入居者移転
支援業務
- 3 契約の方法 一般競争入札(総合評価)
- 4 契約の金額 8,362,603,600円
- 5 契約の期間 平成28年10月11日から平成33年5月31
日まで
- 6 契約の相手方 株式会社柄谷工務店、宮崎建設株式会社、株式会
社トータルサプライ、株式会社市浦ハウジング&
プランニング大阪支店、株式会社三弘建築事務所、
株式会社アクロスコーポレイションを構成企業
とするグループ
代表企業 尼崎市玄番南之町4番地
株式会社柄谷工務店
代表取締役 柄 谷 順 一 郎

議案第 66 号

指定管理者の指定について

尼崎市立尼崎稲葉荘団地の指定管理者を次のとおり指定するため、議決を求める。

平成 29 年 5 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 施設の名称 | 尼崎市立尼崎稲葉荘団地 |
| 2 | 施設の位置 | 尼崎市稲葉荘 2 丁目 |
| 3 | 指定管理者 | 西宮市六湛寺町 9 番 16 号
日本管財株式会社
代表取締役社長 福田 慎太郎 |
| 4 | 指定期間 | 平成 29 年 6 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで |

(説 明)

尼崎市立尼崎稲葉荘団地の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案を提出する。

議案第 67 号

工事請負契約の変更について

魚つり公園釣り棧橋改修工事請負契約の変更契約を次のとおり締結するため、議決を求める。

平成 29 年 5 月 10 日提出

尼崎市長 稲 村 和 美

- | | |
|------------|---|
| 1 契約の目的 | 魚つり公園釣り棧橋改修工事請負契約の変更のため |
| 2 契約の内容 | 工事場所 尼崎市平左衛門町 68 番地先
工事概要 釣り棧橋改修工事 |
| 3 変更後の契約金額 | 321,854,040 円 |
| 4 契約の相手方 | 尼崎市七松町 2 丁目 27 番 23 号
株式会社オカモト・コンストラクション・システム
代表取締役 岡 本 征 夫 |

(説 明)

平成 28 年 6 月 22 日に議決された魚つり公園釣り棧橋改修工事の設計変更に伴う工事請負契約の変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案を提出する。

(参 考)

工事概要

種 別	内 容
鋼構造物	釣り桟橋改修工事 施工延長 200.0 m、施工幅員 8.0 m 主部材（主桁、杭）の補修・防食（塗装等） その他部材の取替え等 今回変更内容 既設基礎杭の防食塗装の増工 主桁の当て板補修の増工

変更前契約

- 1 契約の目的 魚つり公園釣り桟橋改修工事請負のため
- 2 契約の内容 工事場所 尼崎市平左衛門町68番地先
工事概要 釣り桟橋改修工事
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約の金額 285,660,000円
- 5 契約の相手方 尼崎市七松町2丁目27番23号
株式会社オカモト・コンストラクション・システム
代表取締役 岡 本 征 夫